（四）

年　月　日　時	航　海　の　概　要

記載心得

1　航海の概要欄には、出入した港の名称及び船長が必要と認める航海の概要を認載すること。

2　国内各港間のみを航海する船舶にあつては、通常航海する航路が定まつているときは、臨時の航路に就航する場合を除き、当該航路の概要を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

3　漁船にあつては、1の事項のほか操業海域をも記載すること。ただし、主たる操業海域が定まつているときは、臨時に操業海域を変更する場合を除き、発航港、到達港、主たる操業海域及び操業期間を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

（四）

年　月　日　時	航　海　の　概　要

記載心得

1　航海の概要欄には、出入した港の名称及び船長が必要と認める航海の概要を認載すること。

2　国内各港間のみを航海する船舶にあつては、通常航海する航路が定まつているときは、臨時の航路に就航する場合を除き、当該航路の概要を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

3　漁船にあつては、1の事項のほか操業海域をも記載すること。ただし、主たる操業海域が定まつているときは、臨時に操業海域を変更する場合を除き、発航港、到達港、主たる操業海域及び操業期間を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。